

## 金沢区米軍施設・区域返還跡地利用対策協議会設置要綱

平成 16 年 12 月 3 日制定

平成 17 年 11 月 17 日改正

平成 18 年 6 月 8 日改正

令和元年 6 月 17 日改正

### (趣旨)

第 1 条 池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜市域における飛び地部分の返還に係る跡地利用等や、旧小柴貯油施設の陸地部分全域及び制限水域の一部並びに旧富岡倉庫地区に係る跡地利用等について協議し、地元の意見・要望を関係機関に対し適時・的確に伝えることにより、地元の意向を最大限に反映させることを目的とする。

### (名称)

第 2 条 本会は、金沢区米軍施設・区域返還跡地利用対策協議会（以下「協議会」という。）という。

### (組織)

第 3 条 協議会は、地区連合町内会長及び単位町内会長を委員とし、組織する。ただし、委員の定数は、20 名以内とする。

### (役員)

第 4 条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 3 名以内

### (役員を選任)

第 5 条 会長の選出は、委員の互選による。

2 副会長の選出は、会長の指名による。

### (役員の仕事)

第 6 条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を総理する。
- (2) 会長は会議を召集し、その議長となる。
- (3) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指定した者が、その職務を代理する。

### (会議)

第 7 条 会議は次のとおりとし、会長が必要と認めたとき、随時開催する。

- (1) 役員会
- (2) 協議会

- 2 役員会は、正副会長で組織する。
- 3 協議会は、委員全員で組織し、協議会の最高意思決定機関とする。

(部会)

第8条 個々の課題について詳細な協議を行う必要があるときは、協議会に部会を置くことができる。

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、金沢区役所区政推進課内に置く。

2 事務局の任務は次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関すること。
- (2) 会議及び部会等における各委員の意見のとりまとめ。
- (3) 協議会としての意見・要望を関係機関に伝達すること。

(解散)

第10条 協議会は、その目的を達成したとき、解散する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(附則)

この要綱は、平成16年12月3日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成17年12月14日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成18年6月8日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和元年6月17日から施行し、第2条の名称変更に伴い、要綱名を「金沢区米軍施設建設・返還跡地利用対策協議会設置要綱」から「金沢区米軍施設・区域返還跡地利用対策協議会設置要綱」に改める。